

Title	資本徴課金論
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.12 (1918. 12) ,p.1698(64)- 1714(80)
JaLC DOI	10.14991/001.19181201-0064
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19181201-0064

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資本徵課金論

堀江 歸 一

歐洲戦争に於て、交戦諸國が戦時財政を處理するに當り、財源としたるは(一)政府紙幣の發行又は中央銀行に對する借入金(二)租税の増徴(三)國債の發行にして、三者を如何なる程度に於て利用したるやは、國の狀況若しくは財政策に對する根本的理解の相違に依て、諸國の間に異なる所極めて大なりと雖も、戦争が意外の年月に互り、且つ巨額の軍事費を要したる結果、上記三項の金額亦異常の程度に上れることは、之を争う能はざると共に、諸國が前二者を附隨の財源とし、後の一者を重要な財源としたること亦明瞭の事實なりとす。現に英國の如き、開戦の初年度に於て、戦時財政計畫を立つるに當り、或る程度の増税を行ひ、爾來着々増税の收入に依頼して、戦時の財源を調達しつゝありと雖も、開戦以來千九百十八年九月七日に至

る間、軍事費總額に對する増税公債兩者の收入を比較するに、増税收入の公債收入に及ばざることの頗る遠きものあり。即ち左表の如し。

軍事費總額	八、一七四、五六九、四六五磅
増税收入	二、〇八九、三三四、八五七
公債收入	六、〇八五、二三四、六〇八

公債の發行高と公債の國庫に於ける收入高との間には、公債が多く割引を以て發行せられたる結果として、多少の相違あること當然の數にして、而して國家に對する負擔を計量する場合には、公債發行額并に各種公債に對する利率を知らざる可からず。左に之を表示す。

確定公債	一九一四年八月一日現在	一九一八年九月七日現在
有期年金證書	五八六、七	三二七、八
流動公債	二九、六	二四、〇
三分五厘軍事公債		六二、七

四分五厘同上	二〇、〇
四分并に五分同上	二、〇三八、〇
國民軍事公債	一、〇五三、〇
大藏省證券	一、〇五七、八
國庫債券	四一五、三
戰時貯蓄證券	一七六、七
戰費證券	八、二
其他公債	一、一七九、八
米國公債	五一、四
臨時借入金	一、〇
合計	六五三、三
	六、七四五、八

英國は軍事費に對する財源に充つる爲め、最近時に至るまで、上記の如き公債を發行したりと雖も、是等公債の収入は必ずしも普通の意義に於ける軍事費として、内外に於ける支拂に費消せられたるに非ず、其内の一部分は聯合諸國并に殖民地

に對する貸出金に供せられ、隨て一方に公債の發行は國家に債務を加重したりと雖も、同時に外國并に殖民地に對して、債權を取得するの手段と爲れり。今千九百十四年八月一日より千九百十八年八月一日に至るまで、外國并に殖民地に對する貸出金を見るに前者に對する分十四億二百萬磅、後者に對する分二億八百五十萬磅合計十六億一千五十萬磅にして、上記公債發行高より此貸出高を控除したる殘高五十一億三千五百三十餘萬磅こそ、後來國民に負擔を及ぼす公債現存高を以て見る可きものなり。開戦前の公債現在高六億五千三百萬磅に對して、今日の公債純増加額五十一億三千五百萬磅の多きに上れる以上は、假令以戦前に現存したる公債の一部分は軍事公債に借換へられて、其現存高に大なる減少を告げたりとするも、斯の如きは公債の負擔を計量する上に於て、何等重大なる意義を有するものと見る可からず、戦後に於ては、公債利子の支拂高に減債基金を加へたる金額が戦前に比較して、二億磅に上る可きことの一一般に想像せらるゝ所以なり。開戦以來英國の歳計は頗に膨脹し、今日八億數千萬磅の多きを數ふると雖も、開戦前の歳計一九一四年三月に終る一年度に於ては、經費一億九千七百萬磅にして、公債費亦一

千九百一萬磅に止まれり。然るに戦後公債費は戦前に於ける経費の總額に匹敵するに至らんとす。如何なる邊に財源を求めて、此歲計上の變動に當れば、最も公正にして、又最も便宜なるやの問題が世上の注意を惹くに至れるもの亦偶然に非ざるなり。

二

此問題に對して、最も早く一の答案を與へたる者は、デイリー・ニュースの主筆ガ―デキナー氏にして、氏は昨年来其主宰する紙上に連載しつゝある戦争關係の論文中、昨年九月上旬如何にして戦争に對して支拂う可きかの問題を掲げて、資本徵課金制度の必要を論じ、左の如き方案を示したり。

英國に於ける個人の資本は戦時百六十億磅より二百億磅に増加したるを以て之に對する一割の課税は二十億磅の收入を國庫に齎す可く、此金額に相當する公債を減却するときは、一億二千萬磅の公債利子を省約し、斯くて歲計の均衡を維持し、國家の支拂能力を保全するを得べし。固より徵課金は之を累進率に據らしめ、一千磅乃至二萬磅に對しては五分、二萬磅乃至五萬磅に對しては一割と

し、百萬磅を超ゆる金額に對しては、三割に上らしむるが如くし、一方に納税者は株式債券家屋林野を始め、自己の所有する動産不動産を以て、納付するを得ることゝす可し。

之に次いで千九百十七年九月發行「ラウンド・テーブル」雜誌も「戦後の財政」と題する論文を掲げ、其内に於て、資本徵課金の問題に論及し、資本徵課金制度を適用するの困難は外見上然るが如く大なるものに非ず。今英國に現存する資本を以て、二百四十億磅とすれば、三十億磅の軍事公債を償還するには、資本に對する八分の一の徵課金を以て、足れりとす可し。固より此金額は現金を以て、之を徵收する能はず、又之を徵收するを要せざるなり。軍事公債の所有者は其所有公債の八分の一を國家に交付することに依て、自己の負擔を決済するを得べく、他の形態に於ける財産所有者亦自己の所有する財産價格の八分の一に相當する軍事公債を買入れて、之を國家に交付するを要す。之を爲すに就ては、或は財産の一部を賣却し、又は之を抵當として、資金を借入るゝの必要に接す可しと雖も、是等の事たる、必ずしも絶大の困難を以て見る可からずと述べたり。

以上は英國に資本徴課金制度に關する議論の起れる發端にして、爾來其得失若しくは實行の能否に就て、論争の甚だ盛なるものあり。而して資本徴課金制度を主張し、又辯護する者は其論據を理論上と實際上との兩方面に求めんとするものゝ如く、理論上に於ては、軍事費の負擔を分配するに、如何なる方法を以てすれば、最も公正を得るやの問題に着眼し、以て資本徴課金制度を主張せんとす。即ち今日の軍事費は第一人民一般の幸福を増進する爲めに、支出せらるゝ以上は、現在國家に棲息する國民の利益に供せらるゝものゝとす可く、第二他の方法を以てしては、得る能はざる幸福を國民に與へんとする爲めに、支出せらるゝ以上は、國民將來の利益に供せらるゝものゝとす可く、第三敵國の加へんとする破壊又は占領に對して、富を保護する爲めに、支出せらるゝ以上は、社會既存の富を有する國民の利益に供せらるゝものゝとす可し。第一并に第二の目的を以て、軍事費が支辨せらるゝ場合には其利益は永世若しくは短かくとも二三十年に及ぶ可きを以て、軍事費の財源として發行せられたる公債に對しては、租稅收入を以て利子を支拂ふと共に、其租稅の負擔を二三十年の久しきに及ぼして、其間に公債の元金を償還するを正當の方

法なりとす可しと雖も、第三の目的を以て、軍事費が支辨せられ、之に對して公債の發行せらるゝ以上は其利益の及ぶ所現代に限らるゝを以て、現代の國民に負擔を加へて、公債を償還するを必要とするの議論主張せらるゝに至るなり。

現代の國民をして現代の利益を擧ぐる目的を以て支辨せられたる軍事費に對する公債を償還せしむるに、二個の方法あり、一は租稅の賦課にして、他の一は今回主張せらるゝ資本徴課金の制度是れなり。英國に就て云はんか、戰時著しく所得稅に増率を加へて、其增收を期したるの結果開戰前即ち千九百十三年より同十四年に至る一年度の同稅收入四千七百二十四萬一千磅に對して、千九百十八年度の收入二億九千四十五萬磅に上れり。故に英國にして戰後に於て、戰時に於けると同様の所得稅を繼續すれば、資本徴課金の制度に依らずして、優に公債元利金支拂に要する財源を收むるを得るの道理なり。然るに一部の論者が所得稅の繼續を主張せずして、却て資本徴課金制度を新設せんとするは、何故なるか。此問題を解決するには、所得稅繼續の有害にして、資本徴課金制度の有益なること、又は少なくとも前者に伴うが如き弊害の存せざることを論證せざる可からず。論者の論證

する所は果して確實なりとするを得るや否や。

歐洲開戦前に於て行はれたる英國所得税法に於ては、勤勞所得にして、年額二千
磅を超過せざる場合には所得一磅に付き九片、二千磅乃至三千磅の所得には同上
一志、財産所得には同上、一志二片とし、一方に五千磅以上の所得には、其三千磅を
超過する金額に對し、一磅に付き六片の超過税を課するの制度なりしが、開戦以來所
得税は數次の改正を経て、税率著しく加重し、千九百十八年現行の制度に於ては、所
得税并に超過税は左の如き割合に上れり。

所得金額	所得税	額(所得一磅に付き)
一三〇磅以下	免 除	免 除
五〇〇 以下	二志二片	三志
一、〇〇〇 以下	二 六	三 六片
一、五〇〇 以下	三	四
二、〇〇〇 以下	三 八	四 六

二、五〇〇 以下	四 四	五 〇
二、五〇〇 以上	五	五 〇

超過所得税

本税は所得三千磅を超過する者の所得に對し、其二千五百磅を超過する額に對し、
賦課するものにして、其税率左の如し。

所得一磅に付き	税率
二、五〇〇磅を超過する	一〇片
最初の五〇〇磅	一志 二片
次の一、〇〇〇磅	一 六
同 一、〇〇〇	一 〇
同 一、〇〇〇	二 二
同 一、〇〇〇	二 六
同 一、〇〇〇	二 〇
同 一、〇〇〇	三 二

其 以 上

三 六

右の如き課稅法なるが故に、三千磅乃至十萬磅の所得に對して、賦課せらるゝ所得稅并に超過所得稅を計算するに、其負擔の過重なること、驚く可きものあり。即ち左表の如し。

所得	所得稅	超過稅	合計稅額
三、〇〇一	七五〇磅	一磅	七五一磅
三、五〇〇	八七五	五〇	九二五
四、〇〇〇	一、〇〇〇	七九	一、〇七九
四、五〇〇	一、一二五	一六	一、二四一
五、〇〇〇	一、二五〇	一五四	一、四〇四
六、〇〇〇	一、五〇〇	二四五	一、七四五
七、〇〇〇	一、七五〇	三五四	二、一〇四
八、〇〇〇	二、〇〇〇	四七九	二、四七九
九、〇〇〇	二、二五〇	六二〇	二、八七〇
一〇、〇〇〇	二、五〇〇	七七九	三、二七九
二〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二、五二九	七、五二九
三〇、〇〇〇	七、五〇〇	四、二七九	一一、七七九

四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六、〇二九	一六、〇二九
五〇、〇〇〇	一二、五七〇	七、七七九	二〇、二七九
七五、〇〇〇	一八、七五〇	一二、一五四	三〇、九〇四
一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一六、五二九	四一、五二九

即ち十萬磅の所得に對する稅率は所得稅と超過稅とを合せて、四割一分五厘に上る。斯る重率の課稅は戰時非常の時なるを以て、國民は其負擔に堪へ、社會亦之を容認すると雖も、戰後之を繼續するに於ては、經濟上に及ぼす弊害の大なるは、明白の事實にして、殊に生産の發達を阻害するの虞あり。或は此點に就ては多少の異說を唱ふる者あり。即ち曰く所得稅の重きこと、今日の如く爲らんか、或る者は勤勞に力を致さざる可しと雖も、一方に自己の生活標準を維持する爲めに、過度に勤勞する者ある可く、又所得の大なるを以て、自己の企業の成功し、且つ實力の旺盛なる證據として、益々其大を期す可く、第一の階級に屬する者が第二第三の階級に屬する者より必ず多數なるは之を信する能はずと。然れども此議論に於ては、所得稅が國民の貯蓄に有害なる影響を及ぼすことを閑却したるの嫌あり。所得稅に代つて、資本徵課金制度の主張せらるゝが如き、前者の貯蓄に及ぼす影響の有害な

ることに根據を置くの點少なしとせざるなり。蓋し英國の所得税法に於て、貯蓄せらるゝ所得と消費せらるゝ所得との間に税法上の取扱を區別したるは、所得の六分の一を限り、生命保険料として拂込まるゝ分に對する課税を免除したる一事あるのみ。税率の輕微なるとき、又は其苛重ならざる場合には、斯る無差別の課税法と雖も、能く之を忍ぶを得べし。今日の如く税率の苛重なる場合に於ては、果して如何なる結果を生ず可きや。消費に供せらるゝ所得は一回租税を支拂うに止まるに反し、放資せらるゝ所得は所得たる場合と放資の果實を生ずる場合とに於て、二回の課税を蒙らざるを得ず。斯く不公平偏頗にして、加ふるに税率の苛重なる所得税を繼續して、國民の貯蓄に有害ならずとするが如き、容易に信ずる能はざる所なり。

固より資本徴課金制度に於ても、現行の所得税を繼續する場合に國庫に徴收す可き金額を極めて短期間に徴收し了せんとするものなるが故に、國民に及ぼす負擔の酷烈なるは論を俟たずと雖も、之を所得税に比較するに資本徴課金制度に於ては、現に生産に供用せらるゝ資本即ち收益財産に對しては勿論個人の所有す

る享益財産にも徴課を及ぼし、此點に於て所得税に於けるよりも負擔の及ぶ範圍を廣くし、且つ既成の財産に負擔を加ふるの結果、活動しつゝある資本に對する負擔を輕減するの效果あることを争う可からず。今日社會に於ける實際の狀況を見るに所得の一部を所得を生ぜざる財産に放下する者少なからず。彼等は其所得を生ぜざるの故を以て、當然所得税を賦課せられず、即ち所得税の脱漏は彼等に取つて、合法的行爲たる可しと雖も、彼等が斯る財産に放資するや、一方に所得税の負擔を免がれつゝ、他の一方に於ては、財産價格の將來に於ける騰貴に依て、利益を收めんとするの念慮に出づ可く、而して斯る利益に對しては、現行税法に於ては、之を如何ともする能はざるなり。隨て所得税を今日の高率の儘に繼續するときは、斯る地位に居る人をして何等の負擔を蒙らしむるを得ざるに反し、徴課金制度に於ては、當然彼等に負擔を及ぼすを得べし。

三

資本徴課金制度に對しては幾多の非難あり。其一に曰く此制度は戦後の經營に資本を必要とする時代に於て、流動資本を吸收するの弊ありと。然れども資本

徵課金の目的とする所は軍事公債を減却するに在るを以て、資本として公債を収用すれば足れりとす。即ち資本の徵課に當れる者にして、公債を所有する場合に、此公債を國家に提供して、以て負擔を決済す可きのみ。時に現金を以て、徵課金を支拂う者あらんか、國家は之を收受し、更に公債償還の爲めに、所有者に拂出すこと、爲る可きが故に、資本徵課金制度の下に、國家が人民より徵收する所は總て公債所有者に歸還す可し。隨て此制度に依て、國民の所有する流動資本には何等の變化なきのみならず、若しも現金の授受ありとすれば、資本を所有する一般財産家より公債を所有する銀行會社等に現金の移動することに依て、却て資本の活動を助長するの效果ある可きなり。

固より資本徵課金制度を實行する場合に、國家が公債を徵課金納付の目的物とし、之を収用するに隨て、其銷却を行ふは、公債減却の目的を達する直接の方法なり。と雖も、尙ほ徵課金を賦課せらるゝ一般財産所有者の便宜より云ふときは、公債以外に、他の有價證券を徵課金納付の目的物に充つるを可なりとす。即ち國家は戰時、有價證券動員を實行するに當り、動員の目的物たるを得る證券の目錄を公表し

たる如く、徵課金納付の爲めに、負擔者の用ゆるを得る證券の種類并に價格を公表す可し。然らば徵課金を課せられたる財産所有者にして、公債を所有せざる者、公債を所有するも、公債以外の有價證券を以て、徵課金を納付するを便利なりとする者は、何れも右の便法を選ぶ可し。一方に政府は公債以外の有價證券を収用したりとするも、必ずしも急速に賣却處分し、其收め得たる現金を以て、公債を償還するを要せず、公債所有者と任意の約定を結び、政府と所有者との間に、有價證券と公債との引換を行はんか、容易に公債減却の目的を達するを得べき道理なり。

或は資本徵課金制度に對する反對論として、資本家が資本を自己の營業に固定し、流動資本に依て、徵課金を支拂ふ可き餘裕を有せざる場合に、徵課金を厲行せんか、一國産業の基礎を破壊するに至る可しと云ふ説に接すれども、此事たる、必ずしも事實に當れりとする能はず。論者の指摘する場合に、該當する資本家は即ち土地、其他不動産を所有する農業家、工場、其他固定資本を所有する工業家の類なる可し。と雖も、彼等にして、資本を固定せしめたる結果、徵課金の納付に困難なる事情ありとせんか、政府は銀行をして、彼等の所有する財産を抵當として、資金を融通せし

め、自ら此取引に對して保證すれば、自然之に當るを得べし。或は相續税納付の場合に於て認めらるゝが如く、不動産を所有する財産家に限り、徵課金納付の期間を或る程度に延長し、一種の年賦法を許すも可なり。國家にして此延長期間に對して、一定の利子を徵收し、而して利子が公債の利率と大差なき以上は、年賦法の下に、何等損失の伴うものなきを以てなり。

徵課金制度に關する實際上の議論は今や將に發展の境に居り、理論上に於て可なりとするも、直に實行せらるゝの機運に至るや否や、未だ明ならず。ポナ、ロ、氏亦本年三月三十一日議院に於て討論に際し、此問題に接觸したれども、何等の斷案を下すに至らざりき、而して英國に於て斯る制度に關する主張の盛なりしは、戰爭終熄の曉に如何なる形態を以てするも、獨逸に軍事賠償金を賦課して、以て軍事公債を償還する財源を收むる能はざるの豫想に基けるや、疑を容れずと雖も、時局の急變今日の如く、此點に多少の望を繋ぎ得る以上は、徵課金制度に對する實際上の議論亦自ら動搖するを免かれざるなり。本論に於ては單に問題の兩面を窺うに止めたる所により。

物價騰貴の隠れたる重大原因

堀切善兵衛

我邦に於ける物價騰貴の原因として世間に指摘せられつゝあるものの中には歐洲戰爭の結果世界の生産界に各種物資供給の不足を告ぐるに至りたること、船腹不足の爲め需給の投合を缺くに至りたること、運賃の暴騰したること、通貨の膨脹、買占又は賣惜等極めて多々あり、而して是等の事項たるや孰れも直接又は間接に我邦に於ける物價騰貴を促したる重要原因なるは勿論、殆んど世界共通の物價騰貴を促したる世界共通の原因なりと云ふを隱げざる可し。然れども是等世間の學者論客等に依りて已に指摘せられ且つ論難せられたる諸原因以外に、特に我邦に於て顯著なる物價騰貴の原因なきや否や、又其原因たるや戰爭の終結と共に終止すべきものや、將た一度騰貴を促したる以上は縱令今次の戰爭終止すと雖も將來再び物價の下落を誘導するが如き性質のものに非らざるなきや否や、思ふに是